

# 重要事項説明書

(居宅介護・重度訪問介護)

## 1 居宅介護・重度訪問介護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社まるたか訪問介護
代表者氏名	代表社員 田代果穂
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県郡上市高鷲町鮎立 2815 番地 1 TEL090-7916-8193 FAX050-3094-6675
法人設立年月日	2023年2月6日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	合同会社まるたか訪問介護 ふれんず田代
介護保険指定 事業所番号	2111000564
事業所所在地	岐阜県郡上市高鷲町鮎立 2815 番地 1
連絡先 相談担当者名	TEL070-9068-4080 FAX050-3094-6675 管理者 松下 武文
事業所の通常の 事業の実施地域	岐阜県郡上市

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	岐阜県郡上市北部地域での居宅介護・重度訪問介護の事業活動を通じ、地域介護の社会資源の一助となることが目的とする。安心して住み慣れた地域での生活を送れるよう支援を行う。
運営の方針	1. 必要に応じた日時に訪問をおこなう 2. 病状や障がいによって支援の依頼を断らない 3. 適切な介護保険制度運用を徹底する

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	24時間

\* 窓口時間外は管理者に直接つながります

### (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24時間

## (5) 事業所の職員体制

管理者	松下 武文
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名 訪問介護員と兼務
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅介護・重度訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。</li> <li>2 居宅介護・重度訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問居宅介護・重度訪問介護計画を交付します。</li> <li>3 居宅介護・重度訪問介護介護の実施状況の把握及び居宅介護・重度訪問介護計画の変更を行います。</li> <li>4 居宅介護・重度訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</li> <li>5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li> <li>6 サービス担当者会議への出席等により、相談支援支援事業者と連携を図ります。</li> <li>7 居宅介護・重度訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</li> <li>8 居宅介護・重度訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。</li> <li>9 居宅介護・重度訪問介護等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。</li> <li>10 居宅介護・重度訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</li> <li>11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。</li> </ol>	常勤 1名以上 訪問介護員と兼務
訪問介護員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅介護・重度訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。</li> <li>2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。</li> <li>3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</li> <li>4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。</li> </ol>	常勤 2.5名以上

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### サービスの内容

##### ① 身体介護

食事介護 配膳・食事量チェック・水分補給・摂取介助・下膳・流動食等の調理 排泄介助 トイレ介助・オムツ交換・陰部の清潔介助 入浴介護・清拭 入浴準備・更衣介助・全身浴・部分浴（手浴・足浴・洗髪）・身体整容・入浴 後清掃 身体整容・更衣介助 清拭・洗面介助・洗髪・寝衣交換・シーツ交換・布団干し・うがい・歯磨き・爪きり・髭剃りの介助・衣類・寝具の交換・義歯洗浄 移動介助 トイレ誘導・車椅子・歩行・座位移動時介助・体位交換・通院・外出介助 健康管理 薬の受理・整理・服薬介助

##### ② 家事援助

買い物 献立作成 調理 調理・暖め・きざみ・盛り付け・配膳・下膳 掃除 住居の清掃・換気・室温調整・後片付け・食器洗い 洗濯 衣類管理・アイロンがけ・ベットメイク

##### ③ 通院等介助

身体介護を伴う場合 身体介護を伴わない場合 ・病院へ通院するための介助 ・公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために 官公署に訪れるための介助

##### ④ 重度訪問介護

入浴排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切且つ効果的にを行います。

#### 4 利用料金

- (1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙（料金表）に記載するとおりとします。利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。なお、月額負担上限額が利用者負担額の上限となります。ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。
- (2) <利用者負担の減免について> 【利用者負担に関する月額上限】 ○ 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	9,300円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 事業所の所在地が対象地域に該当するため特別地域訪問介護加算（15%）を基本料金に対して加算いたします。
- ※ 初回加算は、新規に居宅介護・重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が居宅介護・重度訪問介護介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、相談支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する生活援助訪問事業、生活移動支援事業、通院等移動支援事業、配食サービス等の生活支援サービスなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

## 5 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は10km以内250円、10km以上500円を請求いたします。
② サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

## 6 利用料、利用者負担額

### その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）現金支払い （ウ）口座振替</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 7 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	松下 武文
	連絡先電話番号	070-9068-4080
	同ファックス番号	050-3094-6675
	受付日及び受付時間	年中無休 24時間

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 8 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、障がい福祉サービス受給者証に記載された内容を確認させて

いただきます。障がい福祉サービス受給者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者に係る相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、居宅介護・重度訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「居宅介護・重度訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「居宅介護・重度訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「居宅介護・重度訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「居宅介護・重度訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 居宅介護・重度訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表社員 田代果穂
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li><li>④ 事業者は介護報酬の請求管理に際し（株）エス・エム・エスの運営する「カイポケ」ソフトの利用に利用者・家族の情報を使用します。</li></ol>
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	--

### 1.1 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先 様 続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

### 1.2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護・重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護・重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【県（保険者）の窓口】 岐阜県障害福祉課	県庁 12 階 電話番号：058-272-8302 FAX：058-278-2643
【相談支援事業所の窓口】	事業所名 地域生活支援センター すいせい 所在地 岐阜県郡上市南町白山 847-1 電話番号 0575-79-2304 担当相談支援専門員 野邑 雅子

### 1.3 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 1 4 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 1 5 相談支援事業者等との連携

- (1) 居宅介護・重度訪問介護の提供にあたり、相談支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「居宅介護・重度訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で相談支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 1 6 サービス提供の記録

- (1) 居宅介護・重度訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 居宅介護・重度訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から2年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 1 7 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 9 サービス提供に関する相談、苦情について

##### (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

(1) 【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地	岐阜県郡上市高鷲町鮎立 2815-1
	電話番号	070-9068 - 4080
	ファックス番号	050 - 3094-6675
	受付時間	平日 8 時～17 時
	担当者	松下 武文
(2) 行政機関その他の苦情の受付		
・ 郡上市社会福祉協議会 TEL 0575-88-9988		
・ 郡上市健康福祉部高齢福祉課 TEL 0575-67-1807		
・ 郡上市地域包括支援センター TEL 0575-67-0008		
・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 TEL 058-273-1111		
・ 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 TEL 058-272-1111		
・ 岐阜県社会福祉協議会運営適正化委員会 TEL 058-278-5136		

20 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

21 ハラスメント防止について

事業者は、管理者、訪問介護員に対しハラスメント防止についての研修を行うことをもって、ハラスメントの防止対策とする。

22 第三者評価の実施

第三者評価の実施については 無し

23 損害保険について

事業者は万一の事故等に備え、三井住友海上火災保険株式会社の賠償責任保険に加入するものとする

上記内容について、「岐阜県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年岐阜市条例第 48 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岐阜県郡上市高鷲町鮎立 2815 番地 1
	法人名	合同会社まるたか訪問介護
	代表者名	田代 果穂 印
	事業所名	合同会社まるたか訪問介護 ふれんず田代
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

上記署名は、

が代行しました。